



長野県報

10月26日(木)
平成18年
(2006年)
第1807号

目次

条 例

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（人財活用チーム）	2
長野県県税条例の一部を改正する条例（県税チーム）	2
長野県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例（雇用・人財育成チーム）	2
長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（議事課）	2

告 示

平成18年8月10日専決処分した平成18年度補正予算の要領（財政改革チーム）	3
平成18年10月19日成立した平成18年度補正予算の要領（財政改革チーム）	3
自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護チーム）	4
森林法に基づく保安林の指定（森林づくりチーム）	5

公 告

一般競争入札（土地・景観チーム）	6
一般競争入札（情報政策チーム）	6
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（水と土・郷づくりチーム）	7
土地改良区の定款変更の認可（2件）（水と土・郷づくりチーム）	7
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（2件）（産業政策チーム）	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（産業政策チーム）	9
家畜商法の規定による講習会の開催（農業生産振興チーム）	10
土地改良区役員の退任の届出（水と土・郷づくりチーム）	11
一般競争入札（道路チーム）	11
一般競争入札（河川チーム）	12
一般競争入札（10件）（高校教育チーム）	13

本号で公布された条例のあらまし

◇ 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 財政の状況を考慮し、平成18年9月1日に就任した知事の現任期に係る退職手当を支給しないこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第50号）

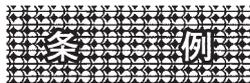
- 1 中小法人を除く法人の県民税について、法人税割の税率を100分の5.8とする特例措置（本則税率100分の5）の適用期間を平成23年10月31日まで5年間延長することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、長野県職業能力開発審議会の設置根拠を条例によるものとするほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 知事の事務部局の組織に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成18年11月1日から施行します。



特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年10月26日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第49号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

（知事の退職手当の特例）

- 4 平成18年9月1日において知事であった者には、第2条第1項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人財活用チーム

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年10月26日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第50号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「平成18年10月31日」を「平成23年10月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税チーム

長野県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年10月26日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第51号

長野県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例

長野県職業能力開発審議会条例（昭和34年長野県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「第97条第2項」を「第91条第1項」に、「より」を「よる職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関として」に、「に関し必要な事項を定めるものと」を「を設置」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

雇用・人材育成チーム

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年10月26日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第52号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号のアを削り、同号のイを同号のアとし、同号のウを同号のイとし、同号のエを同号のウとし、同号のオを同号のエとし、同号のカを同号のオとし、同号のキを同号のカとし、同号のクを同号のキとし、同号のケを同号のクとし、同号のコを同号のケとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている総務警察委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された総務警察委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

議事課